

## 庁舎前広場行為不許可通知書

収 総 第 41 号  
平成 26 年 5 月 14 日  
(2014 年)

金沢市西念 3-3-15  
石川県平和運動センター  
中 村 照 夫 様

金沢市長 山 野 之 義



平成 26 年 5 月 2 日付けで申請のあった庁舎前広場行為について、次の理由により不許可としたので通知します。

### 理由

庁舎前広場内において、特定の個人、団体等の主義主張や意見等に関し賛否を表明することとなる集会を開催することは、金沢市庁舎等管理規則第 5 条第 12 号に定める示威行為に該当すること。加えて、現在施工中の庁舎の耐震改修工事の期間中においては、庁舎前広場を来庁者の仮設駐輪場、工事用の足場や資材置場として専用的に使用することから、同条第 14 号に定める行為に該当し、庁舎等の管理上支障があるため。

### 教示

この処分に不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に金沢市長に対して異議申立てをすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して 6箇月以内に市を被告として(金沢市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

ただし、異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して 6箇月以内に提起しなければならないこととされています。